

令和 6・7 年度八郷地区統合小学校建設基本構想策定業務委託提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和 6・7 年度八郷地区統合小学校建設基本構想策定業務委託

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

概算業務価格（上限）は 7,084,000 円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加に必要な資格等

（1）参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、特別な記載が無い限り、全ての事業者が次の要件を満たすこと。

ア 石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 20 年石岡市告示第 429 号）による審査の結果、建設コンサルタント業務等として登録が認められた者、かつ入札参加有資格者名簿に登載された者であること。

イ 入札参加有資格者名簿に登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登載が完了する見込みであること。

ウ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定による石岡市の入札参加の制限を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申出がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 国税等の滞納がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団の維持運営等に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者でないこと。

ク 過去 5 年以内に教育施設、幼児教育施設等の新築及び改築の基本構想又は基本計画、基本設計、実施設計の策定に関する実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、

経験がある人材を有する法人であること。なお、過去に共同事業体で実施した業務実績を含む場合は、出資比率が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上で実施した場合に限ります。

ケ 茨城県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(2) 共同事業体による参加

複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、次のとおりとします。

ア 共同事業体は自主結成とする。

イ 共同事業体の構成員数は3事業体以内とする。

ウ 出資比率の下限は、2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセントとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

エ 運営形態は、構成員が一体となって履行する方式を原則とすること。

オ 代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとする。

カ 共同事業体により参加申込した後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

キ 単独で参加する事業者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとする。

ク 共同企業体を構成する場合は、上記(1)における参加資格要件の内、ア～キまでは構成員全てが満たすこと。ク及びケについては、構成員のいずれかが満たすこと。

ケ 代表事業者は、参加意向申出書等の提出時に(要領-3)を用いて構成員の事業者名およびそれぞれの役割分担を明確にすること。

4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類(各1部)を、下記の期限までに、「17 連絡先」に記載の教育委員会事務局教育総務課宛に、持参又は郵送にて提出してください。(ただし、持参以外は到着確認を電話で行ってください。)

【提出書類】

ア プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)

イ 誓約書(要領-1)

ウ 現地見学申込書(要領-2) ※参加を希望する者に限る

エ 共同事業体構成員届出書(要領-3)

※共同事業体により参加する場合に限る

※構成員の出資比率が明記された共同事業体協定書を添付すること

オ 同種業務実績(要領-6) ※類似する業務の実績を記載

カ 財務諸表 ※最新決算年度のもの

キ 委任状

※オ、カ、キは共同事業体の構成員も提出すること

※必要に応じて追加の書類提出を求める場合がある

提出期限 令和7年2月10日（月） 午後5時15分まで（必着）

（2）提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メール及び書面により通知します。

ア 通知書 令和7年2月20日（木）までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに「17 連絡先」に記載の担当課宛に提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

（3）現地見学の実施通知

現地見学の参加を希望する者については、「3 参加に係る手続き （1）参加意向申出書等の提出」に記載の提出期限までに、現地見学申込書（要領－2）を提出してください。

施設見学の実施通知については、令和7年2月12日（水）までに電子メールにて通知いたします。

ア 開催日 令和7年2月21日（金）～令和7年2月28日（金）1～2時間程度を想定

イ 場 所 現地見学実施通知書により市が指定する場所で開催（石岡市柿岡地内）

ただし、施設の都合により見学ができない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

5 質問書（要領－5）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、「17 連絡先」に記載の教育委員会事務局教育総務課に、質問書の提出をお願いします。受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受付いたしません。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

（1）提出期限 令和7年3月4日（火） 午後5時15分まで（必着）

（2）提出方法 （要領－5）を「17 連絡先」へ電子メールにより送信してください。

（メール送信後、必ず電話により受信の確認をしてください。）

（3）回答日及び方法 令和7年3月11日（火）までにホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答をもって、本要領及び仕様書に追加、補正したものとなります。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の様式(要綱様式4及び要領)に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案者の会社概要書(要領-4)

イ 同種業務実績(要領-6)

ウ 業務実施体制(要領-7)

エ 予定技術者(資格者)の経歴等(要領-8)

オ 予定技術者(資格者)の同種・類似業務実績(要領-9)

カ 業務実施方針(要領-10)

次の事項を記載してください。

- ・業務目的に対する見解
- ・業務実施において配慮するアピール
- ・業務実施体制を含んだ取組体制のアピール
- ・専門的見地からの業務遂行能力のアピール

キ 業務の実施手法(要領-11)

業務実施についての具体的な提案を記載してください。

ク その他提案(要領-12)

ケ 業務工程表(要領-13)

次の①及び②を区別して作成してください。

①候補者の特定から契約締結までの期間

②契約締結後から事業終了後までの期間

コ 参考見積書(任意様式、税込み)

サ 提案書の開示に係る意向申出書(要領-14)

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計(調査・検討)の内容が具体的に表現されたものは認めません。

ウ 具体的な設計図、模型(模型写真含む)、透視図等の使用は認めません。

エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

オ 多色刷りは可としますが、見やすさに配慮をお願いします。

カ 副本については、評価に用いますので企業名・ロゴ等を隠した内容で作成してください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 7部（正1部、副6部）
- イ 提出先 「17 連絡先」と同じ
- ウ 提出期限 令和7年3月26日（水） 午後5時15分まで
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

上記の部数をそれぞれ1部ずつフラットファイルで綴じてください。

(2) その他

- ア 「6 提案書の内容」で定める所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 提案書に記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。
- キ 参加意向申出書又は提案書の提出後、やむを得ず案件を辞退するときは、（要領－9）参加辞退届を持参又は郵便により提出してください。
- ク 事業者名や事業者マークなど事業者を特定する記載は禁止します。

9 第1次審査（書類審査）

提出された書類により、全ての参加事業者について審査を行い提案書評価基準に基づき、得点の合計が最も高い提案から上位3者を選考します。ただし、参加事業者が3者に満たない場合は、すべての参加事業者を選考することがあります。また、上位3者の内、得点率が60%に満たない参加事業者がいる場合は、得点率60%以上の者のみを選考します。なお、審査結果については、第1次審査を受けた全ての参加事業者に令和7年4月7日（月）までに通知します。

10 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した参加事業者に対し、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を実施します。

- (1) 実施日 令和7年4月17日（木）（予定）
- (2) 実施場所 石岡市役所本庁舎会議室（予定）
- (3) 出席者 統括責任者又は主任技術者（資格者）を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	石岡市建設工事等請負業者 選考委員会	令和 6 ・ 7 年度八郷地区統 合小学校建設基本構想策定 業務委託に係るプロポーザ ル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、候補 者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関す ること
委員	副市長、総務部長、財務部 長、生活環境部長、福祉部 長、子育て健康部長、産業戦 略部長、都市建設部長、教育 部長	非公表（契約後公表）

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日 令和 7 年 5 月（予定）

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外には提出者に無断で使用しないこととします。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「石岡市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、石岡市建設工事等請負業者選考委員会において特定を見合わせる必要があります。
- (2) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において

は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- (3) 特定された提案書を提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定された提案書等に基づき、予定価格を作成し、見積もり合わせを実施します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において提案書等を踏まえて若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。
- (5) 契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約を締結しないことがあります。
- (6) 特定した候補者と協議が整わない場合は、本市は次順位の者と手続きを行い、契約締結事業者が決定するまで繰り返します。
- (7) 契約保証金については、石岡市財務規則第 145 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。ただし、同規則第 145 条の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の免除を行うことができます。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

17 連絡先

住 所：〒315-8640 石岡市柿岡 5680 番地 1

担当課：石岡市教育委員会事務局教育総務課学校再編推進室 担当：島田・坪沼

電 話：0299-43-1111（内線 1466）

F A X : 0299-43-1117

メール : kyouikusoumu@city.ishioka.lg.jp